

出雲市シカ対策基本計画

平成26年3月
出雲市

目 次

1	計画策定の背景及び目的	3頁
2	計画の名称	3頁
3	計画の主体	3頁
4	計画の位置づけ	3頁
5	計画の目的及び目標	4頁
6	計画の期間	4頁
7	目的達成のための事業	4頁
	(1) 被害防止対策	6頁
	(2) 生息環境整備	6～7頁
	(3) 捕獲	7～8頁
	(4) 啓発	8頁
	(5) 研究	8～9頁
8	計画の実施体制	9頁

1 計画策定の背景及び目的

本市におけるシカ被害は、島根県が定めた特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画（平成19年3月策定）に掲げる出雲北山山地の保護目標頭数（180頭）が達成できていないことなどから、人とシカの軋轢が高まり、出雲北山山地のみならず湖北山地においても多くの被害と苦情が寄せられていた。

こうした状況から、平成21年1月、シカ対策の基本的な方針を示した『出雲市シカ対策基本計画』を策定し、この方針に基づき、被害防止対策、生息環境整備、捕獲などの対策を実施してきた。

計画期間である平成21年度から平成25年度までの5年間で、捕獲数は大幅に増え、農林作物への被害額は減少するとともに、間伐により生息環境も少しずつではあるが改善するなど、対策の成果は徐々に表れているものの、平成25年末の推定生息頭数は、出雲北山山地496頭、湖北山地1,315頭（いずれもベイズ法による推定頭数、中央値）と、目標とする生息数である出雲北山山地＝180頭、湖北山地＝非生息区域、の達成はできなかった。

このような状況下において、地元関係者からは、依然として被害対策を求め声があることから、引き続き、『出雲市シカ対策基本計画』を以下のとおり定め効果的な対策を推進していく。

2 計画の名称

出雲市シカ対策基本計画

3 計画の主体

出雲市

4 計画の位置づけ

新たな出雲の國づくり計画「出雲未来図」（平成24年12月策定、期間：平成24年度から平成33年度）及び同前期基本計画（平成25年3月策定、期間：平成24年度から平成28年度）の下位計画とする。

また、島根県が定めた特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画（平成24年3月策定、期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）と整合する計画とする。

5 計画の目的及び目標

農林業被害を軽減するとともに、出雲北山山地においては、個体群を自然環境とバランスの取れた形で維持し、人とシカの共生を図ることを目的とし、次の数値目標を定める。

- (1) 出雲北山山地のシカの生息目標頭数は、島根県の特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画が定める180頭とする。
- (2) 出雲北山山地以外の地域（湖北山地及びその他地域）については、シカの非生息区域とすることを基本方針とする。

6 計画の期間

平成26年度から平成30年度まで（5年間）

7 目的達成のための事業

目的を達成するために出雲市が実施する事業を

- (1) 被害防止対策
- (2) 生息環境整備
- (3) 捕獲
- (4) 啓発
- (5) 研究

の5つに分類し、それぞれの計画を示す。

事業実施にあたっては、対象地域の被害状況及び生息状況等の実態の把握に努めるものとする。

なお、本計画は、毎年度、事業実施状況及び計画内容を点検し、随時必要な見直しを行うものとする。

【事業一覧】

項目	区分	事業
(1) 被害防止対策	継続	①島根県シカ適正管理対策委託事業（出雲北山） ②被害防止施設整備補助（全域） ③金網柵新設事業（出雲北山・湖北）
	新規	④抵抗性マツ等防護対策事業（出雲北山・湖北）
(2) 生息環境整備	継続	①島根県シカ適正管理対策委託事業・再生の森事業（出雲北山） ②作業道開設及びエサ場造成（出雲北山）
(3) 捕獲	継続	①島根県シカ適正管理対策委託事業・出雲市有害鳥獣捕獲事業（全域） ②捕獲体制の充実（全域） ③死体処理委託（出雲北山・湖北）
(4) 啓発	継続	①研修会等の開催（全域）
(5) 研究	新規	①目的達成に向けて先進地で効果を上げている取組み事例の研究（全域）
	継続	②ジビエとしての有効利用の検討（全域）

(1) 被害防止対策

① 島根県シカ適正管理対策委託事業（継続、出雲北山）

実施計画

防護ネット購入配布、電気牧柵器購入貸与、既設金網防護柵修繕・補強、造林木への枝条巻付等を行う。

② 被害防止施設整備補助（継続、全域）

実施計画

新規に設置するトタン板防護柵、金網防護柵、条網防護柵、電気牧柵の購入経費の1/2以内（上限：15万円）を補助する。

なお、湖北山地に生息するシカによる被害を防止する目的で設置する条網防護柵又は電気牧柵器本体の購入経費に対しては、10/10以内（上限：条網防護柵=30万円、電気牧柵器本体=7万円）を補助する。

③ 金網柵新設事業（継続、出雲北山・湖北）

実施計画

地元からの要望を受け、費用対効果の確認や維持管理についての地元調整が整った後実施する。

④ 抵抗性マツ等防護対策事業（新規、出雲北山・湖北）

実施計画

抵抗性マツ及び広葉樹等を植樹された区域周辺に防護柵を設置する。又は、幼齢木1本毎に防護ネットを設置する。

本市は、平成24年3月、「出雲市松くい虫対策・森林再生等基本方針」を策定し、松くい虫防除事業と併せて、松くい虫被害跡地の森林再生事業を実施することとしている。

しかし、森林は広大かつ大半が民有林であるため、森林所有者や地域住民の理解や協力が不可欠である。市としても、森林再生に向け地域住民等により植樹された苗木をシカの食害から守るための事業を実施する。

(2) 生息環境整備

① 島根県シカ適正管理対策委託事業・再生の森事業（継続、出雲北山）

実施計画

市有林で間伐を行い、シカのエサとなる下層植生が生育する森林を再現させる。

②作業道開設及びエサ場造成(継続、出雲北山)

実施計画

平成27年度～平成30年度：生息頭数を注視しながら、地元の合意が得られる場所で作業道の整備、広葉樹等の植栽や種子散布によるエサ場造成を行う。

(3) 捕獲

①島根県シカ適正管理対策委託事業・出雲市有害鳥獣捕獲事業(継続、全域)

実施計画

- ・生息頭数調査、捕獲時注意看板設置、捕獲を行う。(出雲北山)
- ・生息頭数調査、松江市と連携した捕獲を行う。(湖北)
- ・近隣市町と情報を共有し捕獲を行う。(その他地域)

出雲北山山地では、適正生息頭数180頭に向け、平成25年末の「ベイズ推計」による生息頭数やその数値を基にした「シムバンビ推計」による生息頭数、また「区画法」による生息頭数調査の結果に基づき県が決定する各年の捕獲目標頭数をクリアするため、捕獲を実施する。

湖北山地においては、出雲北山山地と同様な生息頭数の推計を行い、毎年度の捕獲の成果を検証しつつ、効果的かつ精力的な捕獲を実施するとともに、すでに松江市側でも生息域となっている現状を踏まえ、松江市と連携した捕獲を推進する。

その他区域についても、目撃や被害情報などの収集に努めるとともに、近隣の雲南市や大田市と情報を共有し、捕獲を推進する。

②捕獲体制の充実(継続、全域)

実施計画

- ・狩猟免許取得後、出雲市有害鳥獣捕獲班に加入した者を対象に、狩猟免許取得に要した経費の一部を助成する。
- ・鳥獣被害対策実施隊設置の検討、行政職員への免許取得奨励、有害鳥獣捕獲班の今後のあり方についての検討を行う。

(7) 捕獲の担い手確保(狩猟免許取得助成)

高齢化などにより狩猟免許所持者は年々減少しており、捕獲の担い手確保が課題となっていることから、狩猟免許を新規に取得し、出雲市有害鳥獣捕獲班に加入した者を対象に、狩猟免許の取得に要する経費の一部を助成し、捕獲員の確保、捕獲体制の強化を図る。

(1) 鳥獣被害対策実施隊について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する

法律に基づき、市の非常勤職員等で組織し、捕獲や防護柵の設置等といった鳥獣被害対策の実践的活動を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を検討する。

(ウ) 行政職員への狩猟免許取得奨励

鳥獣被害対策の担当職員は、被害対策の有効な手段のひとつである捕獲について、関係法令等を習得し、捕獲班員に対し適切な助言・指導・協力も必要となることから、狩猟免許の取得を奨励する。

また、その他の市職員に対しても狩猟免許取得を呼びかける。

(エ) 有害鳥獣捕獲班の今後のあり方について

有害鳥獣捕獲を実施する捕獲班は、合併前の旧市町の捕獲班の形態をそのまま残している。その結果7つの地域に14の班が存在し、その外、わな利用組合、研究会といった自らの地域は自らで守ることを目的に結成された自衛的捕獲班が存在するという現状となっている。

捕獲員の高齢化による減少が懸念される中、将来にわたって効果的な捕獲を継続して実施するため、今後の捕獲班のあり方を検討していく。

③ 死体処理委託(継続、出雲北山・湖北)

実施計画

事故等による死体の回収・処分を委託する。

(4) 啓発

① 研修会等の開催(継続、全域)

実施計画

研修会等を随時行う。

(ア) シカ生息区域住民を対象とする研修会等

(イ) シカ捕獲関係者を対象とする研修会等

(ウ) 市民全体に対する啓発周知

(5) 研究

① 目的達成に向けて先進地で効果を上げている取組み事例の研究(新規、全域)

実施計画

被害の実態、生息状況、被害防止施設の状況、生息環境の状況、捕獲の状況などを調査し、被害対策の基礎資料とするとともに、先進地で効果を上げている様々な取組み事例を研究し、効果的な対策を検討、実施する。

②ジビエとしての有効利用の検討(継続、全域)

実施計画

捕獲後の適切な処理及びシカを地域資源、山の恵みとして有効に利活用することについて検討を行う。

8 計画の実施体制

シカ対策基本計画の推進にあたっては、地域住民はもとより幅広い関係者の理解と協力が不可欠である。行政・関係団体・地域住民がお互い連携を密にして合意形成を図るとともに、被害の状況、生息頭数などの情報を共有し、一体となって各施策を実施していくものとする。

(1) 出雲北山山地

県が主催するシカ被害対策協議会を推進母体とし、出雲市有害鳥獣被害対策協議会との連携を図りつつ取り組みを強化する。

(2) 湖北山地、その他地域

出雲市有害鳥獣被害対策協議会と連携し、取り組みを強化する。

名 称：出雲市シカ対策基本計画
策定日：平成26年3月26日
所 管：出雲市産業観光部森林政策課鳥獣対策係
住 所：〒693-8530 島根県出雲市今市町70番地
電 話：0853-21-6279、Fax 0853-21-6592
電子メール：shinrin@city.izumo.shimane.jp